

情報通信行政・郵政行政審議会電気通信事業部会（第132回）議事概要

1 日 時

令和5年3月24日（金）9時30分～11時09分

2 場 所

Web会議による開催

3 出席者

(1) 委員（敬称略）

三友 仁志（部会長）、佐藤 治正（部会長代理）、大谷 和子、川濱 昇、
西村 真由美、藤井 威生、森 亮二、山下 東子

（以上8名）

(2) 専門委員（敬称略）

相田 仁

（以上1名）

(3) 総務省

木村総合通信基盤局電気通信事業部長、
飯村事業政策課長、植松事業政策課市場評価企画官、
寺本料金サービス課企画官、
柴田料金サービス課課長補佐、永井料金サービス課課長補佐、
前田料金サービス課課長補佐、
山口電気通信技術システム課長、梶原電気通信技術システム課課長補佐

(4) 事務局

福田情報流通行政局総務課課長補佐

4 議 題

(1) 答申事項

ア 電気通信事業法第30条第3項第2号の規定により禁止される行為の相手方となる電気通信事業者の指定について【諮問第3158号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）第22条の4の規定に基づき、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第

30条第3項第2号に規定するNTTドコモの不当な優遇禁止の対象となる電気通信事業者の指定について答申したものを。

イ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3159号】

審議の結果、本件について、諮問された省令案に形式的な修正を加えた上で、改正することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電話網のIP網への移行期間中のユニバーサルサービス交付金制度に基づく補填額算定方法及びワイヤレス固定電話の提供開始に伴う同制度に基づく補填に係る規定の整備等について答申したものを。

ウ 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3160号】

審議の結果、本件について、諮問された省令案等に修正を加えた上で制定することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法の一部を改正する法律（令和4年法律第70号）等を踏まえ、卸協議の適正性の確保に係る制度整備について答申したものを。

エ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（令和5年度の接続料の改定等）について【諮問第3161号】

審議の結果、本件について、諮問のとおり認可することが適当との答申をした。

【内容】

本件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項に基づく接続約款の変更認可について答申したものを。

(2) 諮問事項

ア 電気通信事業法施行規則等の一部改正について【諮問第3163号】

審議の結果、本件について総務省から意見募集を行うことを決定した。

【内容】

本件は、IPネットワーク設備委員会第二次報告における仮想化技術の進展に対応した技術基準の検討結果に基づき、電気通信事業法施行規則（昭和60年郵政省令第25号）等の改正について諮問を受けたもの。

イ 東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可（長期増分費用方式に基づく令和5年度の接続料等の改定）について【諮問第3164号】

審議の結果、本件について意見募集を実施し、提出された意見の結果を踏まえ、接続委員会において調査・検討を行うこととした。

【内容】

本件は、電気通信事業法（昭和59年法律第86号）第33条第2項に基づく第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更認可について諮問を受けたもの。

ウ 電気通信事業法施行規則の一部改正について【諮問第3165号】

審議の結果、本件について総務省から意見募集を行うことを決定した。

【内容】

本件は、上限価格方式の運用に関する研究会中間取りまとめ（令和5年2月）を踏まえ、特定電気通信役務の範囲及び種別の見直しを行うための電気通信事業法施行規則の改正について諮問を受けたもの。

本部会にて配付された資料をご覧になりたい方は、総務省HPにおいて公開しておりますのでご覧ください。

また、総務省において、閲覧及び貸し出しを実施しておりますので、下記までご連絡をお願いいたします。

担 当：総務省情報流通行政局総務課審議会係 福田・望木

電 話：03-5253-5694

メール：ip-council@soumu.go.jp